## 添付法令資料 3:

## 商業銀行の破綻処理計画に関する2024年8月7日付 インドネシア預金保険公社規則No. 2(目次) 同年8月13日施行

第1章	総則(第1条ないし第4条)
第2章	破綻処理計画の作成(第5条ないし第7条)
第3章	破綻処理計画の提出(第8条及び第9条)
第4章	破綻処理計画の評価(第 10 条及び第 11 条)
第5章	破綻処理可能性検査
第1節	破綻処理計画に対する破綻処理可能性検査(第 12 条及び第 13 条)
第2節	破綻処理可能性検査の結果に対する銀行の是正措置(第 14 条ないし第
	16条)
第6章	定期的な破綻処理計画(第 17 条)
第7章	取締役及び監査役会の責務(第 18 条)
第8章	他の当事者に対するデータ、情報及び/又は文書の要請(第 19 条)
第9章	特定条件及び不可抗力(第 20 条及び第 21 条)
第 10 章	制裁(第22条ないし第25条)
第 11 章	雑則(第 26 条及び第 27 条)
第 12 章	経過規定(第 28 条)
第 13 章	終則(第29条ないし第31条)